

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2022年5月9日時点
～2022年5月8日		2022年5月9日～

<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>料金表 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 4 第6種契約に係るもの 4-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メ二 ユ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保守メ二 ユ-2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 保守の態様による細目は、<u>カテゴリ-5</u>又は<u>カテゴリ-6</u>の特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(12) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) (略)	(略)	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メ二 ユ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保守メ二 ユ-2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 保守の態様による細目は、<u>カテゴリ-5</u>又は<u>カテゴリ-6</u>の特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	区 別	内 容	保守メ二 ユ-1	(略)	保守メ二 ユ-2	(略)	ウ (略)	(略)	(3)～(12) (略)	(略)	<p>▲ I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))</p> <p>料金表 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。) 第1 利用料金 4 第6種契約に係るもの 4-1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 品目及び細目に係る料金の適用</td> <td> <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メ二 ユ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保守メ二 ユ-2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 保守の態様による細目は、<u>カテゴリ-5</u>、<u>カテゴリ-6</u>、<u>カテゴリ-7</u>又は<u>カテゴリ-9</u>の特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>ウ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)～(12) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) (略)	(略)	(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メ二 ユ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保守メ二 ユ-2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 保守の態様による細目は、<u>カテゴリ-5</u>、<u>カテゴリ-6</u>、<u>カテゴリ-7</u>又は<u>カテゴリ-9</u>の特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	区 別	内 容	保守メ二 ユ-1	(略)	保守メ二 ユ-2	(略)	ウ (略)	(略)	(3)～(12) (略)	(略)
区 分	内 容																																
(1) (略)	(略)																																
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メ二 ユ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保守メ二 ユ-2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 保守の態様による細目は、<u>カテゴリ-5</u>又は<u>カテゴリ-6</u>の特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	区 別	内 容	保守メ二 ユ-1	(略)	保守メ二 ユ-2	(略)																										
区 別	内 容																																
保守メ二 ユ-1	(略)																																
保守メ二 ユ-2	(略)																																
ウ (略)	(略)																																
(3)～(12) (略)	(略)																																
区 分	内 容																																
(1) (略)	(略)																																
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	<p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 保守の態様による細目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保守メ二 ユ-1</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>保守メ二 ユ-2</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 保守の態様による細目は、<u>カテゴリ-5</u>、<u>カテゴリ-6</u>、<u>カテゴリ-7</u>又は<u>カテゴリ-9</u>の特定加入者回線に限り適用します。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>	区 別	内 容	保守メ二 ユ-1	(略)	保守メ二 ユ-2	(略)																										
区 別	内 容																																
保守メ二 ユ-1	(略)																																
保守メ二 ユ-2	(略)																																
ウ (略)	(略)																																
(3)～(12) (略)	(略)																																

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年5月9日時点

～2022年5月8日

2022年5月9日～

4-2 料金額

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

(1) 東日本電信電話株式会社に係るもの

(略)

(2) 西日本電信電話株式会社に係るもの

(略)

4-2 料金額

4-2-4 特定加入者回線に係る加算額

保守メニュー2のものに係る加算額

(1) カテゴリ5又はカテゴリ6のもの

ア 東日本電信電話株式会社に係るもの

(略)

イ 西日本電信電話株式会社に係るもの

(略)

(2) カテゴリ7又はカテゴリ9のもの

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分		料 金 額
<u>タイプ4に係るもの</u>	<u>コースFに係るもの</u>	3,000円(3,300円)
	<u>コースMに係るもの</u>	2,000円(2,200円)
	<u>コースGFに係るもの</u>	別記14のEK060に係るものについてはコースFに係るものと同額とし、別記14のEM030に係るものについてはコースMに係るものと同額とします。

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア (略)

5 第7種契約に係るもの

5-1 適用

区 分	内 容
(1) (略)	(略)
(2) 品目及び細目に係る料金の適用	当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目及び通信又は保守の態様による細目を定めます。 ア (略)  <u>イ 保守の態様による細目</u>

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます)) 【現改比較表】 2022年5月9日時点

～2022年5月8日

2022年5月9日～

			<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>保守メニュー1</u></td> <td><u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、ます。）においてその修理又は復旧を行うもの</u></td> </tr> <tr> <td><u>保守メニュー2</u></td> <td><u>保守メニュー1以外のもの</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>備考</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <u>1 保守の態様による細目は、コースF又はコースMの特定加入者回線に限り適用します。</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <u>2 第7種契約者は、その第7種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区 別	内 容	<u>保守メニュー1</u>	<u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、ます。）においてその修理又は復旧を行うもの</u>	<u>保守メニュー2</u>	<u>保守メニュー1以外のもの</u>	<u>備考</u>		<u>1 保守の態様による細目は、コースF又はコースMの特定加入者回線に限り適用します。</u>		<u>2 第7種契約者は、その第7種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</u>	
区 別	内 容														
<u>保守メニュー1</u>	<u>午前9時から午後5時までの時間帯以外の時刻に、その第6種契約に係る修理又は復旧の請求を受け付けたときに、午前9時から午後5時までの時間帯（その受け付けた時刻以後の直近のものとし、ます。）においてその修理又は復旧を行うもの</u>														
<u>保守メニュー2</u>	<u>保守メニュー1以外のもの</u>														
<u>備考</u>															
<u>1 保守の態様による細目は、コースF又はコースMの特定加入者回線に限り適用します。</u>															
<u>2 第7種契約者は、その第7種契約について、同一月において複数回の保守の態様による細目の変更（その細目の変更と同時に品目の変更を行う場合を除きます。）の請求を行うことはできません。</u>															
	<u>イ</u> (略)		<u>ウ</u> (略)												
(3)	(略)	(3)	(略)												
(4)	(略)	(4)	(略)												
			<table border="1"> <tbody> <tr> <td><u>(5) 保守メニューに係る加算額の適用</u></td> <td><u>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線ごとに適用します。</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>(5) 保守メニューに係る加算額の適用</u>	<u>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線ごとに適用します。</u>										
<u>(5) 保守メニューに係る加算額の適用</u>	<u>特定加入者回線に係る保守メニュー2の利用の場合の定額利用料の加算額は、1の特定加入者回線ごとに適用します。</u>														

5-2 料金額

5-2 料金額

5-2-6 特定加入者回線に係る加算額  
保守メニュー2のものに係る加算額

1の特定加入者回線ごとに月額

区 分	料 金 額
<u>コースFに係るもの</u>	<u>3,000円(3,300円)</u>

I P通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		【現改比較表】 2022年5月9日時点
～2022年5月8日		2022年5月9日～

<a href="#">コースMに係るもの</a>	<a href="#">2,000円(2,200円)</a>
---------------------------	--------------------------------

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)～(10) (略)	(略)
(11) 工事費の 適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、 工事費の支払いを要しません。 ア～ケ (略)
(12)～(14) (略)	(略)

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1)～(10) (略)	(略)
(11) 工事費の 適用除外	次の工事については、2（工事費の額）の規定にかかわらず、 工事費の支払いを要しません。 ア～ケ (略) <a href="#">コ 第6種オープンコンピュータ通信網サービス又は第7種 オープンコンピュータ通信網サービスにおける、保守の態様 による細目の変更に関する工事</a>
(12)～(14) (略)	(略)